

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例は、千里ニュータウン地区計画の区域のうち、次に掲げる地区整備計画の区域内に適用する。</p> <p>(1) }          { ----- 略 -----          (24) }</p> <p>(25) 古江台3丁目に係る地区整備計画（以下「<u>古江台3丁目地区整備計画</u>」<u>という。</u>）</p> <p>(26) ----- 略 -----</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、当該各号に定める建築物を建築してはならない。</p> <p>(1) ----- 略 -----</p> <p>(2) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台3丁目第2地区整備計画、津雲台6丁目地区整備計画、藤白台1丁目地区整備計画、藤白台3丁目第1地区整備計画（A地区に係る部分に限る。）、藤白台3丁目第2地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、高野台1丁目第2地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画、青山台1丁目地区整備計画、青山台2丁目第1地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹</p>	<p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例は、千里ニュータウン地区計画の区域のうち、次に掲げる地区整備計画の区域内に適用する。</p> <p>(1) }          { ----- 略 -----          (24) }</p> <p>(25) 古江台3丁目に係る次に掲げる地区整備計画  <u>ア 第1地区に係る地区整備計画（以下「古江台3丁目第1地区整備計画」という。）</u>  <u>イ 第2地区に係る地区整備計画（以下「古江台3丁目第2地区整備計画」という。）</u></p> <p>(26) ----- 略 -----</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、当該各号に定める建築物を建築してはならない。</p> <p>(1) ----- 略 -----</p> <p>(2) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台3丁目第2地区整備計画、津雲台6丁目地区整備計画、藤白台1丁目地区整備計画、藤白台3丁目第1地区整備計画（A地区に係る部分に限る。）、藤白台3丁目第2地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、高野台1丁目第2地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画、青山台1丁目地区整備計画、青山台2丁目第1地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹</p>

現 行	改 正 案
<p>台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、佐竹台2丁目第2地区整備計画、竹見台4丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第2地区整備計画、桃山台5丁目地区整備計画及び古江台3丁目地区整備計画 次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>ア }          イ }          ク }          (3) }          シ }          (17) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(容積率の制限)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、容積率は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台5丁目第2地区整備計画、津雲台6丁目地区整備計画、藤白台1丁目地区整備計画、藤白台3丁目第1地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、高野台1丁目第2地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画、青山台1丁目地区整備計画、青山台2丁目第1地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、佐竹台2丁目第2地区整備計画、佐竹台5丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第2地区整備計画、桃山台5丁目地区整備計画及び古江台3丁目地区整備計画 住宅の用途に供する部分の容積率は、10分の15を超えてはならないこと。ただし、地区整備計画に定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) -----略-----</p>	<p>台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、佐竹台2丁目第2地区整備計画、竹見台4丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第2地区整備計画、桃山台5丁目地区整備計画及び古江台3丁目第1地区整備計画 次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>ア }          イ }          ク }          (3) }          シ }          (17) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(容積率の制限)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、容積率は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台5丁目第2地区整備計画、津雲台6丁目地区整備計画、藤白台1丁目地区整備計画、藤白台3丁目第1地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、高野台1丁目第2地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画、青山台1丁目地区整備計画、青山台2丁目第1地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、佐竹台2丁目第2地区整備計画、佐竹台5丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第2地区整備計画、桃山台5丁目地区整備計画、古江台3丁目第1地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画 住宅の用途に供する部分の容積率は、10分の15を超えてはならないこと。ただし、地区整備計画に定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) -----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) } (4) } -----略-----</p> <p>(建蔽率の最高限度)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建蔽率は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台5丁目第2地区整備計画、藤白台1丁目地区整備計画、藤白台3丁目第2地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画及び佐竹台2丁目第2地区整備計画 敷地面積が10,000平方メートルを超えるときは、10分の5を超えないこと。</p> <p>(2) } (3) } 2 } -----略-----</p> <p>(壁面の位置の制限)</p> <p>第8条 -----略-----</p> <p>2 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) } (2) } -----略-----</p> <p>(3) 津雲台5丁目第2地区整備計画及び藤白台5丁目地区整備計画 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める距離以上であること。</p> <p>ア -----略-----</p>	<p>(3) } (4) } -----略-----</p> <p>(建蔽率の最高限度)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建蔽率は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台5丁目第2地区整備計画、藤白台1丁目地区整備計画、藤白台3丁目第2地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、<u>佐竹台2丁目第2地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画</u> 敷地面積が10,000平方メートルを超えるときは、10分の5を超えないこと。</p> <p>(2) } (3) } 2 } -----略-----</p> <p>(壁面の位置の制限)</p> <p>第8条 -----略-----</p> <p>2 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) } (2) } -----略-----</p> <p>(3) 津雲台5丁目第2地区整備計画、<u>藤白台5丁目地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画</u> 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める距離以上であること。</p>

現 行	改 正 案
<p>イ } (4) }   }   -----略----- (6) } 3</p> <p>(建築物の高さの最高限度)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の高さは、当該各号に定める高さを超えてはならない。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 津雲台6丁目地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画及び<u>古江台3丁目地区整備計画</u> 25メートル</p> <p>(3) }   }   -----略----- (10) } 2</p> <p>(公益上必要な建築物等の特例)</p> <p>第13条 市長が、公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は次の各号に掲げる地区整備計画の区域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該各号に掲げる規定の全部又は一部は、適用しない。</p> <p>(1) }   }   -----略----- (3) }</p> <p>(4) 津雲台5丁目第2地区整備計画 第5条、第6条第1項、第8条第2項及び第</p>	<p>ア } イ } (4) }   -----略-----   }   -----略----- (6) } 3</p> <p>(建築物の高さの最高限度)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の高さは、当該各号に定める高さを超えてはならない。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 津雲台6丁目地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画及び<u>古江台3丁目第1地区整備計画</u> 25メートル</p> <p>(3) }   }   -----略----- (10) } 2</p> <p>(公益上必要な建築物等の特例)</p> <p>第13条 市長が、公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は次の各号に掲げる地区整備計画の区域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該各号に掲げる規定の全部又は一部は、適用しない。</p> <p>(1) }   }   -----略----- (3) }</p> <p>(4) 津雲台5丁目第2地区整備計画及び<u>古江台3丁目第2地区整備計画</u> 第5条、</p>

現 行	改 正 案
<p>1 1 条本文の規定</p> <p>(5) }          ) }          (18) }          (19) <u>古江台 3 丁目地区整備計画</u> 第 4 条、第 5 条、第 9 条及び第 1 1 条本文の規定</p> <p>2 }          ) }          5 }</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第 1 4 条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域において、法第 8 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 8 6 条の 2 第 1 項の規定により市長がその 1 又は 2 以上の構えを成す建築物（以下この条において「1 又は 2 以上の建築物」という。）の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものに対し、当該各号に掲げる規定を適用する場合には、当該 1 又は 2 以上の建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。</p> <p>(1) }          (2) }          (3) <u>津雲台 5 丁目第 2 地区整備計画、藤白台 5 丁目地区整備計画及び高野台 4 丁目第 2 地区整備計画</u> 第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定</p> <p>(4) }          ) }          (10) }          2 }</p>	<p>第 6 条第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 1 1 条本文の規定</p> <p>(5) }          ) }          (18) }          (19) <u>古江台 3 丁目第 1 地区整備計画</u> 第 4 条、第 5 条、第 9 条及び第 1 1 条本文の規定</p> <p>2 }          ) }          5 }</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第 1 4 条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域において、法第 8 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 8 6 条の 2 第 1 項の規定により市長がその 1 又は 2 以上の構えを成す建築物（以下この条において「1 又は 2 以上の建築物」という。）の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものに対し、当該各号に掲げる規定を適用する場合には、当該 1 又は 2 以上の建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。</p> <p>(1) }          (2) }          (3) <u>津雲台 5 丁目第 2 地区整備計画、藤白台 5 丁目地区整備計画、高野台 4 丁目第 2 地区整備計画及び古江台 3 丁目第 2 地区整備計画</u> 第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定</p> <p>(4) }          ) }          (10) }          2 }</p>